

# I 地方財政を取り巻く状況

## 1 「新経済・財政再生計画」<sup>(※)</sup>に基づく地方行財政の取組（主なもの）

※新経済・財政再生計画…骨太方針 2018（H30.6.15閣議決定）で定めた計画

骨太方針 2025（R7.6.13閣議決定）

○経済再生と財政健全化の両立の重要性

骨太方針 2024 で定めた「経済・財政新生計画」の下、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とする。

○持続可能な地方行財政基盤の強化

- ・地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して<sup>※</sup>、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

※骨太方針 2024 において、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間について、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。



骨太方針 2023（R5.6.16閣議決定）※骨太方針 2024 でも同様

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。



骨太方針 2021（R3.6.18閣議決定）

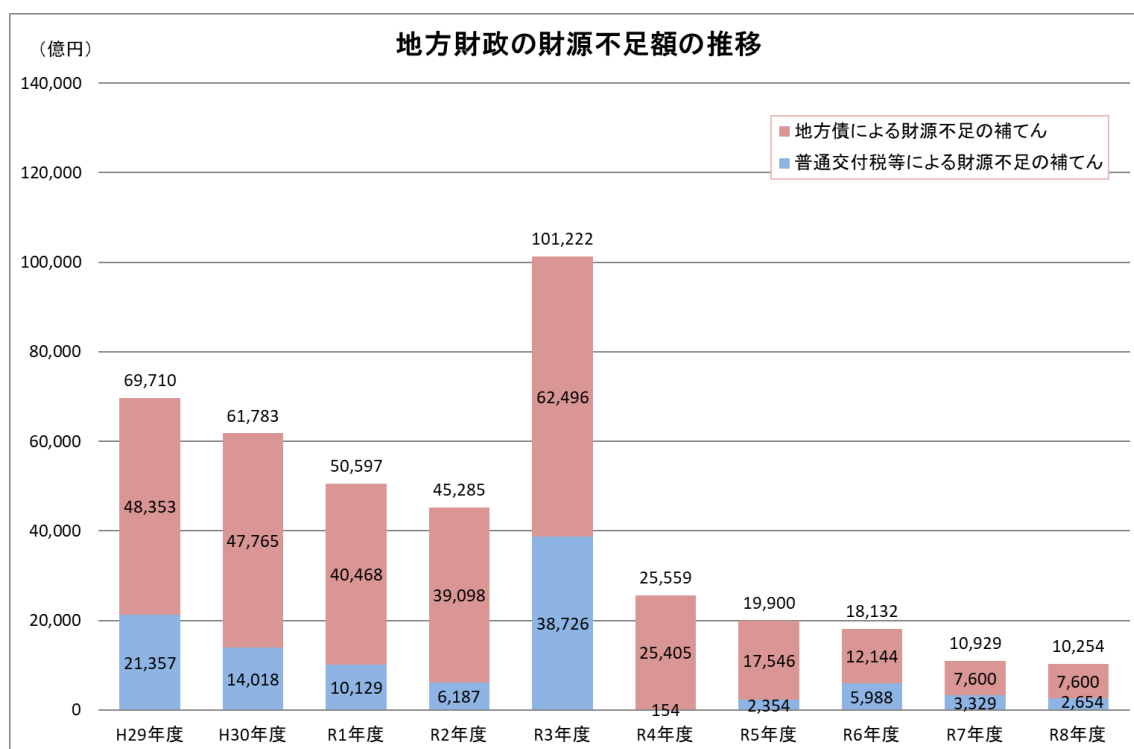
<財政健全化目標>

骨太方針 2018 で掲げた財政健全化目標（2025 年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持

## 2 地方財政の財源不足と借入金残高

### (1) 地方財政の財源不足

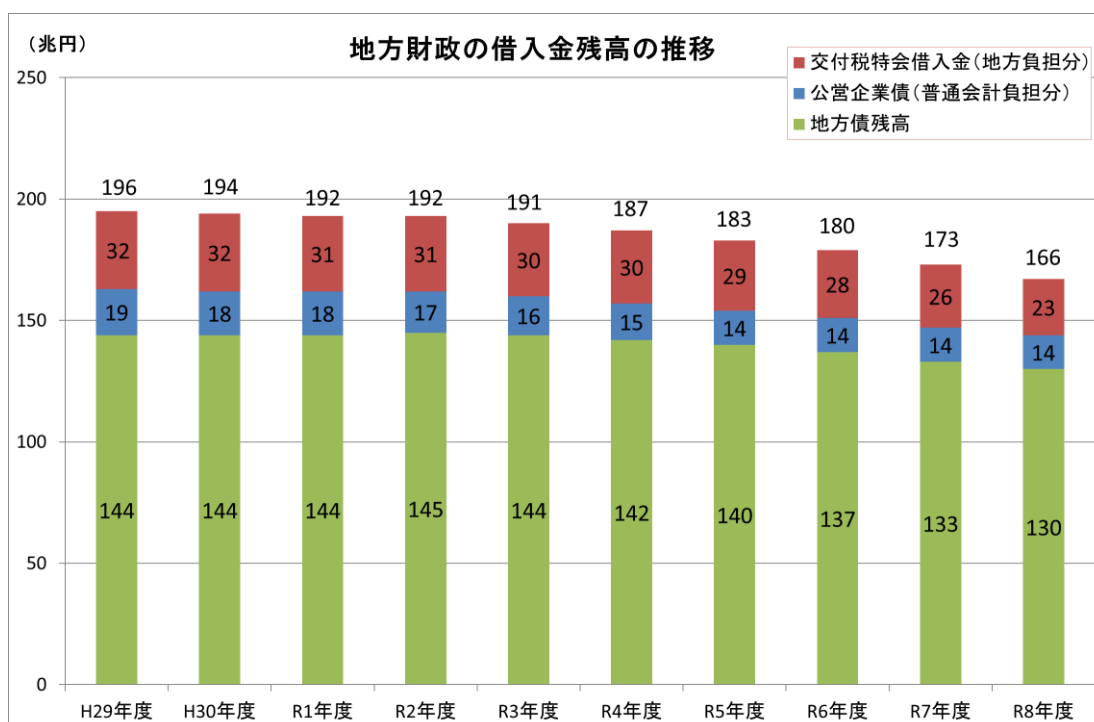
令和8年度も、地方税収入や国税法定率分について一定の増が見込まれることから、財源不足額は微減して約1兆円、地方財政計画の約1%の見込み。令和7年度に引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### (2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和8年度末で166兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）23兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）14兆円、地方債残高130兆円



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### 3 令和8年度地方財政対策

#### (1) 令和8年度地方財政計画

##### ポイント

##### ア 一般財源総額の確保

- ・一般財源総額（交付団体ベース）を67.5兆円（対前年度比+3.7兆円）確保
- ・地方交付税総額を20.2兆円（対前年度比+1.2兆円）確保
- ・当分の間税率（軽油引取税等）、環境性能割（自動車税等）廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填

##### イ 地方財政の健全化

- ・引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費」（0.8兆円）を創設。交付税特別会計の借入金残高を2.9兆円縮減

##### ウ 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- ・物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、0.6兆円増額計上するとともに、普通交付税の算定で地方団体の価格転嫁の取組を反映

##### エ いわゆる教育無償化への対応等

- ・いわゆる教育無償化に係る地方負担(0.4兆円)について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保
- ・公立高校等における人材育成の取組を推進するため、「高等学校教育改革等推進事業費」（0.1兆円）を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債」を創設

##### オ 防災・減災対策の推進

- ・「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで延長

##### カ 公営企業の経営基盤の強化

- ・地方団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、「公営企業経営改善特例債」を創設（地方財政法を改正）
- ・インフラ老朽化に対応するため、上下水道事業に係る地方財政措置を拡充
- ・地域医療提供体制を確保するため、病院事業に係る地方財政措置を拡充

## 歳入歳出の概要（通常収支分）

（単位：兆円、％）

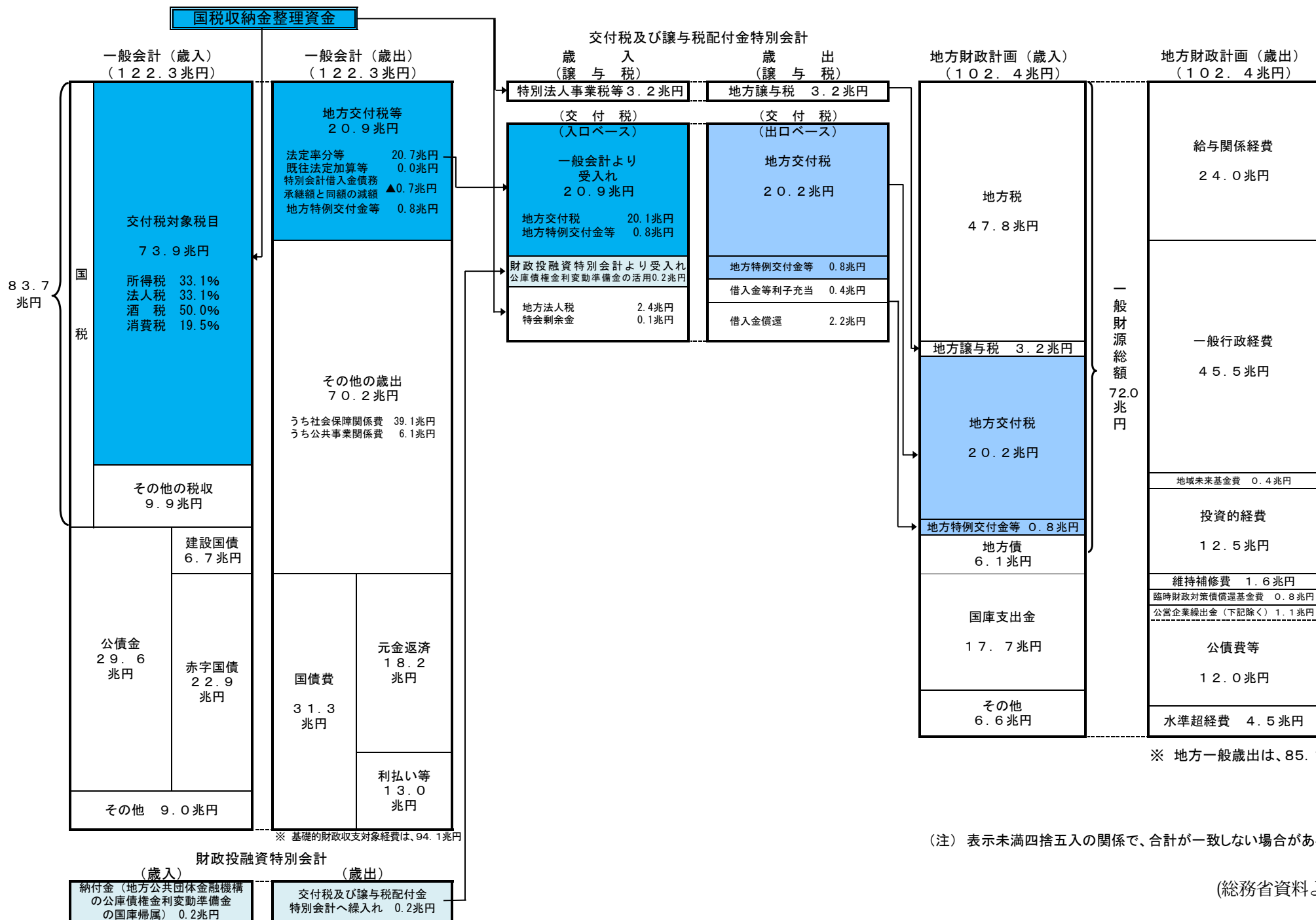
区 分		8年度 A	7年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	47.8	45.4	2.4	5.2
	地方譲与税	3.2	3.0	0.2	7.7
	地方特例交付金等	0.8	0.2	0.6	321.3
	地方交付税	20.2	19.0	1.2	6.5
	国庫支出金	17.7	17.2	0.5	2.9
	地方債	6.1	6.0	0.2	3.1
	うち 臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0
	使用料及び手数料	1.5	1.5	▲ 0.0	▲ 0.2
	雑収入	5.1	4.8	0.2	5.1
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 2.8
計		102.4	97.1	5.4	5.5
一般財源		72.0	67.5	4.4	6.6
(交付団体ベース)		67.5	63.8	3.7	5.9
歳 出	給与関係経費	24.0	22.9	1.1	5.0
	退職手当以外	22.8	21.7	1.1	5.0
	退職手当	1.2	1.1	0.1	5.7
	一般行政経費	45.5	43.8	1.7	4.0
	補助	28.0	26.6	1.3	5.0
	単独	14.4	14.0	0.4	2.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.5	0.1	4.6
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.15	0.20	▲ 0.05	▲ 25.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	地域未来基金費	0.4	-	0.4	皆増
	公債費	10.8	10.7	0.0	0.4
	臨時財政対策債償還基金費	0.8	-	0.8	皆増
	維持補修費	1.6	1.6	0.1	4.8
	投資的経費	12.5	12.1	0.3	2.8
	直轄・補助	5.7	5.7	▲ 0.1	▲ 1.0
	単独	6.8	6.4	0.4	6.3
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	うち 高等学校教育改革等推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
	公営企業繰出金	2.4	2.3	0.1	3.3
	水準超経費	4.5	3.8	0.7	18.8
計		102.4	97.1	5.4	5.5

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 令和7年度の額は、令和7年度政府予算案等の国会修正を反映している。

※ 給与関係経費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員の給与等に移し替えている。

# 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和8年度当初）



## (2) 令和8年度地方債計画

### ポイント

- 農業構造転換集中対策事業債を創設することとし、153億円を計上
- 公営企業経営改善特例債を創設することとし、50億円を計上
- 緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充の上、令和12年度まで延長し、5,000億円を計上。
- 緊急自然災害防止対策事業について、対象事業を拡充の上、令和12年度まで延長し、4,000億円を計上。
- 公共施設等適正管理推進事業について、集約化・複合化に係る事業の対象を拡充し、4,500億円を計上
- 脱炭素化推進事業について、対象事業を拡充の上、令和12年度まで延長し、900億円を計上
- こども・子育て支援事業について、450億円を計上
- デジタル活用推進事業について、サイバーセキュリティ対策に係る事業の対象を拡充し、1,350億円を計上
- 過疎対策事業について、6,100億円を計上

令和8年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	R8年度 計画額	R7年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
5 一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
うち一般	3,043	2,493	550	22.1
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	44.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
うち緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
うち緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
うち脱炭素化推進	900	900	0	0.0
うちこども・子育て支援	450	450	0	0.0
うちデジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
うち辺地対策	600	590	10	1.7
うち過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4

二 公 営 企 業 債	34,067	31,985	2,082	6.5
三 臨 時 財 政 対 策 債	0	0	0	0.0
四 退 職 手 当 債	-	800	△ 800	△ 100.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	( 139)	( 176)	(△ 37)	(△ 21.0)
総 計	94,738	90,903	3,835	4.2

※国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 令和8年度地方交付税

資料6

令和8年度地方交付税総額算定基礎(通常収支分)

(単位:億円、%)

区分	令和8年度 当初予算額	令和7年度			増減額		増減率		
		当初予算額	修正額	修正後	A-B	A-D	E/B	F/D	
	A	B	C	B+C	D	E	F	(%)	(%)
国 税	所得税(ア)	253,250	226,660	19,930	246,590	26,590	6,660	11.7%	2.7%
	法人税(イ)	206,960	192,450	3,510	195,960	14,510	11,000	7.5%	5.6%
	酒税(ウ)	11,470	11,740	-620	11,120	-270	350	-2.3%	3.1%
	消費税(エ)	266,880	249,080	6,350	255,430	17,800	11,450	7.1%	4.5%
一 般 会 計	(ア)×33.1%	83,826	75,024	6,597	81,621	8,801	2,204	11.7%	2.7%
	(イ)×33.1%	68,504	63,701	1,162	64,863	4,803	3,641	7.5%	5.6%
	(ウ)×50%	5,735	5,870	-310	5,560	-135	175	-2.3%	3.1%
	(エ)×19.5%	52,042	48,571	1,238	49,809	3,471	2,233	7.1%	4.5%
	小計	210,106	193,166	8,687	201,853	16,940	8,253	8.8%	4.1%
	令和6年度国税4税決算精算分	-	-	4,354	4,354	-	-4,354	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	-449	-449	-	-449	0	0	0.0%	0.0%
	過年度修正予算精算分	-2,189	-6,854	-	-6,854	4,665	4,665	-68.1%	-68.1%
	小計(法定率分等)	207,468	185,863	13,041	198,905	21,605	8,563	11.6%	4.3%
	既往法定加算等	154	929	-	929	-775	-775	-83.4%	-83.4%
臨時財政対策特別加算額	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別会計借入金債務承認額と同額の減額	-7,000	-	-	-	-7,000	-7,000	-	-	
計 (一般会計繰入れ)	200,622	186,792	13,041	199,834	13,830	788	7.4%	0.4%	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	24,499	21,773	1,372	23,145	2,726	1,354	12.5%	5.9%
	令和6年度地方法人税決算精算分	-	-	689	689	-	-689	-	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	-0	-0	-	-0	0	0	0.0%	0.0%
	返還金	0	2	-	2	-2	-2	-92.4%	-92.4%
	特別会計借入金償還額	-22,000	-25,944	-	-25,944	3,944	3,944	-15.2%	-15.2%
	特別会計借入金料子充当分	-3,773	-2,270	-	-2,270	-1,503	-1,503	66.2%	66.2%
	特別会計剰余金の活用	500	400	-	400	100	100	25.0%	25.0%
	地方公共団体金融機関の公庫債権 金利変動準備金の活用	2,000	2,000	-2,000	0	0	2,000	0.0%	皆増
	前年度からの繰越金	-	6,822	-	6,822	-6,822	-6,822	皆減	皆減
	翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-
計	201,848	189,574	13,102	202,676	12,274	-828	6.5%	-0.4%	
地 方 交 付 税	合計	201,848	189,574	13,102	202,676	12,274	-828	6.5%	-0.4%
	普通交付税	189,737	178,198	12,223	190,421	11,539	-683	6.5%	-0.4%
	特別交付税	12,111	11,377	879	12,256	734	-145	6.5%	-1.2%

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

○社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担等の増加が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで67兆5,078億円（前年度比+3兆7,364億円、+5.9%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

○地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額21兆106億円の国の一般会計における加算額（既往法定分）154億円を加算し、国税減額補正精算等2,639億円と交付税特会債務承継額と同額の7,000億円を減額した20兆622億円と、地方法人税の全額2兆4,499億円に交付税特別会計余剰金の活用額500億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円、返還金0.2億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額2兆2,000億円、交付税特別会計借入金に係る支払利子額3,773億円を減額した20兆1,848億円（前年度比+1兆2,274億円、+6.5%）となりました。

## <令和8年度普通交付税の算定方法の主な改正>

### (1) 給与改定等に対応した算定

地方公務員の給与改定に要する経費について、各算定費目の単位費用等において反映。

このうち、会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定。

また、地方財政計画に計上することとしている給与改善費4,000億円について、常勤職員等分(3,500億円程度)は給与費の一定割合(2.3%程度)を関係費目において、会計年度任用職員分(500億円程度)は包括算定経費において、それぞれ算定。

### (2) 物価高に対応した算定

物価高対応として地方財政計画に計上する経費について、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料については、概ね5%程度、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費については概ね5%、民間事業者への補修等については概ね3%程度など、関係経費の単位費用措置を引き上げる。

また、価格転嫁に積極的に取り組む地方公共団体の財政需要を反映するため、「地域の元気創造事業費」において、新たに価格転嫁分(1,000億円程度)を創設。

さらに、学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上する400億円は、引き続き包括算定経費において一括算定。

### (3) いわゆる教育無償化に係る算定(道府県のみ)

いわゆる教育無償化に係る地方負担分は、個別の地方公共団体の算定に当たって、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。

具体的には、高等学校等就学支援金制度の拡充に係る地方負担については、各都道府県における新制度による支援対象生徒数に生徒一人当たりの支援単価を乗じることにより算定。

また、学校給食費の抜本的な負担軽減に係る地方負担について、各都道府県における給食実施校の在籍児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じることにより算定。

### (4) 「地方創生推進費」に対応した算定

「地方創生推進費」(1兆円)については、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において引き続き措置。

このうち「地域の元気創造事業費」において、新たに価格転嫁分(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方公共団体の財政需要を、低入札価格調査制度等の導入率等の指標を用いて算定。

また、行革努力分は、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率等を用いた算定を廃止するなど、見直しを行う。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行う。

### (5) 「地域社会再生事業費」に対応した算定

地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円程度を算定。

### (6) 「地域デジタル社会推進費」に対応した算定

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、令和11年度まで延長することとし、1,500億円程度を前年度と同様の算定方法により算定。

### (7) 「地域未来基金費(仮称)」の創設(道府県のみ)

「地域未来戦略(令和8年夏に取りまとめ)を踏まえ、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、都道府県が基金を設置することを想定し、令和8年度に限り、新たな算定費目「地域未来基金費(仮称)」(4,000億円程度)を創設し、基金の設置に要する経費を算定。

具体的には、2,000億円程度を各都道府県に対して均等に算定することを基本として検討。

#### (8) 「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」の創設

臨時財政対策債を償還するため、令和8年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」（8,370億円程度）を創設し、基金の積立てに要する経費を算定。

本基金費では、理論償還表に基づく臨時財政対策債の令和8年度末における元金残高相当額のうち、道府県分にあつては平成17年度発行分の全額を、市町村分にあつては平成17年度から22年度発行分の一部を措置。

#### (9) 児童虐待防止対策の体制強化に対応した算定

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要な経費を算定。

#### (10) 交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和8年度から、令和7年国勢調査の人口を用いる。

また、東日本大震災の原発被災団体及び福島県においては、引き続き人口の特例措置を講じる。

#### (11) 基準財政収入額の算定項目の見直し及び地方特例交付金の改正

令和8年度に自動車税環境性能割（環境性能割交付金含む）及び軽自動車税環境性能割が廃止されることに対応して、基準財政収入額の算定項目についても見直しを行うこととしている。ただし、軽自動車税環境性能割については、廃止後も一定程度収入が見込まれることから、令和8年度に限り、算入する。

また、当分の間税率（軽油引取税及び地方揮発油税）、環境性能割（自動車税及び軽自動車税）の廃止に伴う減収を補填するため、軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）、自動車税減収補填特例交付金（仮称）、軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付（仮称）を創設することとし、その75%（地方揮発油譲与税減収補填特例交付（仮称）については100%）を基準財政収入額に算入する。

#### (12) その他の算定方法の改正

- 公営住宅に係る経費の算定について、道府県分・市町村分のその他の土木費における現行の密度補正については、対象期間の終了に伴い、令和7年度をもって適用を終了する。  
なお、市町村分においては、新たに、家賃低廉化事業の枠組に準じて、建設等から10年以内（建設等の際に用地取得を伴うものは20年以内）の住戸数に応じて算定する密度補正を講じる。
- 令和7年度において特別交付税により措置している小・中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費（市町村分）については、令和8年度から普通交付税の小・中学校費（測定単位：学級数）において算定することとし、一時使用面積又は借用面積に応じた事業費補正を講じる。  
なお、措置期間を供用開始後5年間と設定するため、令和8年度においては、令和3年10月1日以降に供用開始されたプレハブ校舎を措置の対象とする。
- 標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費に係る人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分について、市町村分の地域振興費（測定単位：人口）において、標準準拠システムへの移行状況に応じた密度補正を講じる。

# 令和8年度税制改正の概要（市町村税関係）

## 1. 個人住民税

### 給与所得控除等の見直し

物価上昇局面における対応として、以下のとおり控除額等を引き上げる。

区分	内容	適用年度
給与所得控除	最低保証額69万円（現行：65万円） ※R9～10年度分はさらに+5万円	令和9年度分以後
同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件	62万円以下（現行：58万円以下）	
ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件	62万円以下（現行：58万円以下）	
勤労学生の前年の合計所得金額要件	89万円以下（現行：85万円以下）	
ひとり親控除	33万円（現行：30万円）	令和10年度分以後

※これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととされている。

※個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。

### 住宅ローン控除

- ・適用期限を令和12年入居分まで5年延長する。
- ・所得税から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除する（減収額は全額国費で補填）。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※1	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅 ※2
借入限度額	4,500万円	3,500万円	<b>2,000万円</b>	<b>3,500万円</b>	<b>2,000万円</b>		2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	<b>3,000万円</b>	<b>4,500万円</b>	<b>3,000万円</b>		
控除期間	<b>13年</b>						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上（合計所得金額1,000万円以下の場合には40㎡以上も可） ※3						
立地要件	<b>土砂災害などの災害レッドゾーン（※4）の新築（建替え除く）は適用対象外</b> （既存住宅等は適用対象）						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

※1 新築住宅は令和10年以降適用対象外（令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合には、既存住宅のその他の住宅と同様の扱いを受けられる。）

※2 省エネ基準等を満たさない住宅で、買取再販住宅の取得（宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの）、既存住宅の取得又は増改築等の場合をいう。

※3 子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用

※4 災害危険区域（一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る。）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

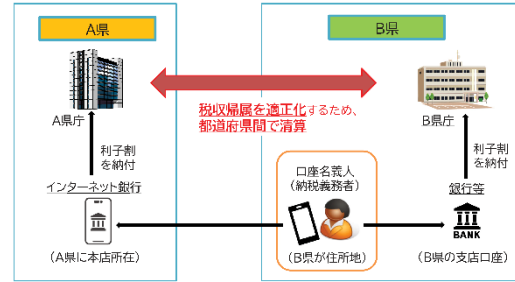
## NISAの拡充

次世代の資産形成支援として、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を0～17歳に拡充する。  
 ※年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円

## 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入

※利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市区町村に交付  
 ※令和8年度分の利子割から適用



出典：総務省資料

## ふるさと納税制度の見直し

①特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額とする。

道府県民税	77万2千円	⇒計193万円 (給与収入1億円相当)
市町村民税	115万8千円	

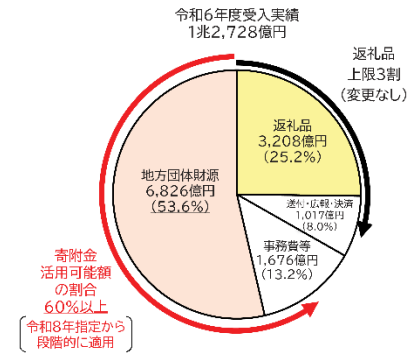
※438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はなく、特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用は受けられる。

※令和10年度分以後の個人住民税に適用

②受領する寄附金の合計額から募集に要する費用を控除した額（「寄附金活用可能額」（仮称））が寄附金合計額の60%（※）以上となるようにし、用途を公表しなければならない。

※令和8年10月以降の指定から段階的に適用

R8.10～R9.9	52.5%	R10.10～R11.9	57.5%
R9.10～R10.9	55%	R11.10～	60%



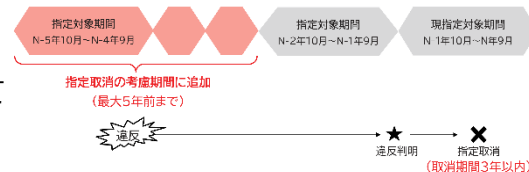
出典：総務省資料

③指定取消期間を3年以内（現行：2年）とする。

※令和8年4月1日以後の基準違反等に係る指定取消しに適用

また、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について取消対象とする。

※令和7年10月1日以後の基準違反等について適用



出典：総務省資料

## 2. 法人住民税

### 大胆な設備投資促進税制、研究開発税制及び賃上げ促進税制への対応

法人税に準ずる以下の措置を講ずる。

特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な設備投資促進税制）の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別償却制度を法人住民税（及び法人事業税）に適用</li> <li>・税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用</li> </ul>
研究開発税制の見直し及び延長	税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用
給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）の見直し	

## 3. 自動車関係諸税

### 環境性能割の廃止

(自動車税環境性能割及び) 軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する。

※環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

### グリーン化特例の延長

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。

## 4. 国民健康保険税

### 課税限度額の見直し

基礎課税額に係る課税限度額を67万円(現行:66万円)に引き上げる。

### 減額の対象となる所得の基準の見直し

軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乘すべき金額を次のとおりとする。

5割軽減	31万円(現行:30.5万円)
2割軽減	57万円(現行:56万円)

## 5. 固定資産税

### 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長

次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

- ①床面積要件の上限を240㎡(現行:280㎡)に引き下げる。
- ②床面積要件の下限を40㎡(現行:50㎡)に引き下げる。
- ③令和11年4月1日以降、災害危険区域等内において新築された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築された住宅について、特例の適用対象外とする。

### バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長

対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率(現行:1/3)を市町村の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長

### 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長

### 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長

対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長

## 6. その他

### 固定資産税の免税点の見直し

家屋	30万円(現行:20万円)	償却資産	180万円(現行:150万円)
----	---------------	------	-----------------

※令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用

### 納税環境の整備

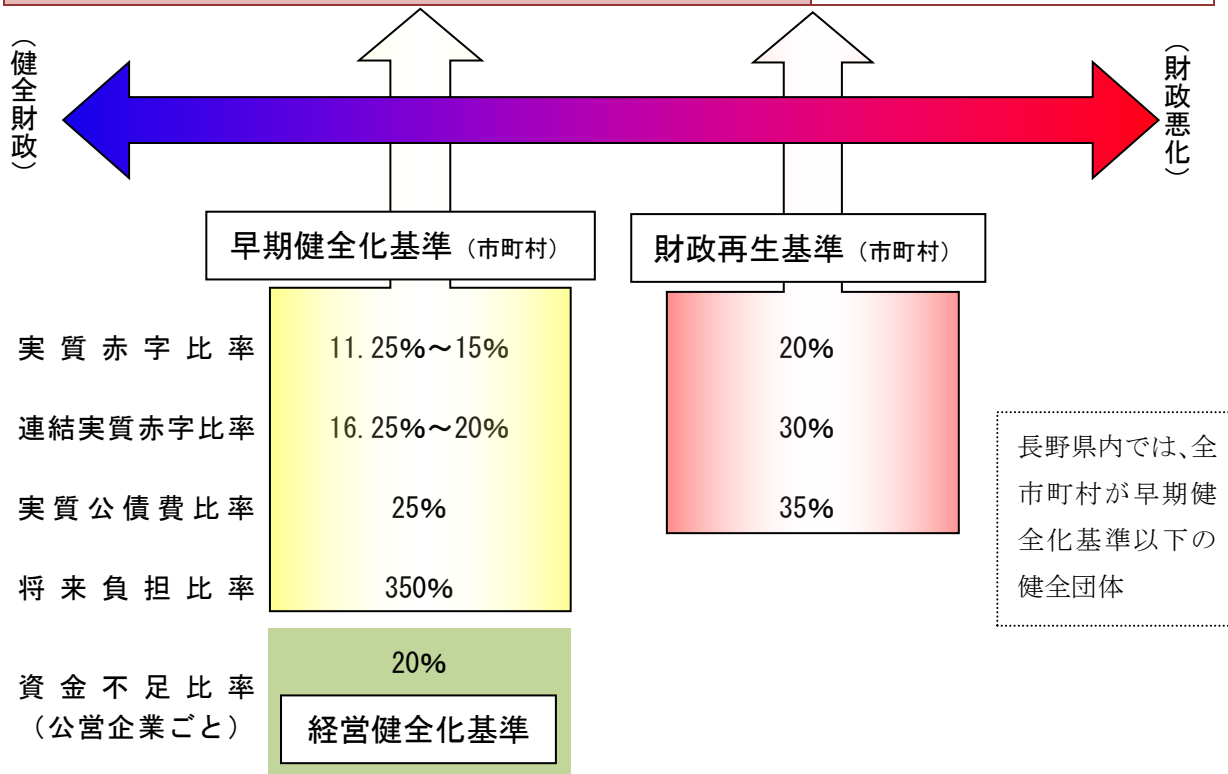
- ・国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とする(令和9年5月1日施行)。
- ・行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加する(令和9年9月1日施行)。

## 5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化(又は財政の再生)のための計画を策定し、財政健全化(又は財政再生)に取り組みます。

(財政健全化法による制度の概要)

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆指標の整備と情報開示の徹底</p> <p>・指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表</p>	<p>◆自主的な改善努力による財政健全化</p> <p>・財政健全化計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・実施状況を毎年度議会に報告し公表</p> <p>・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告</p>	<p>◆国等の関与による確実な再生</p> <p>・財政再生計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限）</p> <p>・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告</p>
<p><b>公営企業の経営の健全化</b></p>		



## 6 公共施設等の老朽化対策

### (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

【インフラ長寿命化計画の体系】

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

＜公共施設等総合管理計画の内容＞  
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。  
⇒原則として平成28年度までに策定(全団体策定済み)

＜公共施設等総合管理計画の見直し＞  
令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請  
⇒令和7年3月末時点において、99.4%の団体の見直しが完了  
⇒見直し完了団体における、不断の見直しによる総合管理計画の内容の充実と、総合管理計画等に基づく公共施設等の適正管理の積極的な取組を推進

個別施設計画の策定

各施設所管省庁所管

＜個別施設計画の内容＞  
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。  
⇒令和4年度までに策定を行うよう各省において要請  
※維持管理・更新等に係る対策  
次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

(出典：総務省資料)

### (2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済みであり、令和5年度末までに個別施設計画を踏まえた見直しが完了。

### (3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画(令和4年度までに策定)

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

16

## 7 地方公会計

### (1) 統一的な基準による地方公会計

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が設定されたことで、  
 ①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③団体間での比較可能性の確保が促進されている。

### (2) 地方公会計の意義

財務情報の分かりやすい開示による住民等への説明責任の履行や、財政の効率化・適正化を目的とし、従来の現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計を導入。

この効果として、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用等の効果が見込まれる。

### (3) 地方公会計の「見える化」の推進

## 地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

○ 統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

